

大和市学び推進専門員設置規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年2月7日

大和市長 古谷田 力

#### 大和市規則第4号

##### 大和市学び推進専門員設置規則を廃止する規則

大和市学び推進専門員設置規則（平成30年大和市規則第41号）は、廃止する。

##### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）

- 2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和36年大和市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

（大和市事務分掌規則の一部改正）

- 3 大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項文化スポーツ部図書・学び交流課中「健康都市大学係」を削る。

第4条文化スポーツ部図書・学び交流課中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。